

認定個人情報保護団体の認定等に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）に規定する認定個人情報保護団体に係る認定その他の必要な事項を定めることにより、民間団体による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。

(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第3条 法第47条第1項各号に掲げる業務（以下「認定業務」という。）を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）による同条第2項の申請は、別記様式第1号による申請書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(業務の実施の方法に関する書類)

第4条 令第19条第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

一 法第53条第1項に規定する個人情報保護指針及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）第24条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類

二 法第47条第1項第1号に規定する苦情の処理に係る準則

三 法第47条第1項第2号に規定する対象事業者に対する情報の提供に係る書類

四 法第47条第1項第3号に規定する業務についての実施の方法を記載した書類

2 前項第2号に定める「苦情の処理に係る準則」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 苦情の処理の目的

二 苦情の処理の実施体制

三 苦情の処理を行う組織の責務

四 苦情の処理の結果の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項（苦情の処理の結果の記録及び集計結果の公表の様式は、別記様式第2号に準じて作成しなければならない。）

五 人材育成のための研修に関する事項

- 六 取り扱う苦情の範囲
 - 七 苦情の処理に係る業務についての監査
 - 八 苦情の処理の受付窓口に関する事項
 - 九 苦情の処理に係る手続に関する事項
- 3 第1項第3号に定める「対象事業者に対する情報の提供に係る書類」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 情報の提供の目的
 - 二 情報の提供の実施要領
- 4 第1項第4号に定める「業務についての実施の方法を記載した書類」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとる体制に関する事項
 - 二 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に基づく対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応に関する事項
 - 三 その他必要な業務の目的及び実施要領

（業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類）

- 第5条 令第19条第2項第4号に掲げる「認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 認定業務を行う組織の概要
 - 二 認定業務の組織の責任者の氏名及び役職並びに職務経歴等に関する事項

（経理的基礎を証する書類）

- 第6条 令第19条第2項第5号に掲げる「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 過去2年程度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 二 認定業務を実施する3年程度における収支の見込み及びその算出根拠

（認定の基準）

- 第7条 認定は、令第19条第1項に規定する申請書及び同条第2項各号に掲げる添付書類に記載された事項について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

一 法第49条第1号関係

イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。

(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。

ロ 個人情報保護指針が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）その他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。

ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。

(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。

(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。

ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。

(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。

ホ 法第47条第1項第3号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。

(2) 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応（個人情報保護委員会への報告を含む）が適正かつ明確に定められていること。

(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。

(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。

二 法第49条第2号関係

- イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。
- ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。
- ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。
- ニ 債務超過の状態にないこと。

三 法第49条第3号関係

認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。

(重要事項の変更の届出)

第8条 認定個人情報保護団体は、令第19条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項第2号から第4号まで、第6号若しくは第8号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨(同項第3号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。)を記載した別記様式第3号による重要事項変更届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

2 前項の重要事項変更届書には、変更後の書類(令第19条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号に掲げるものに限る。)を添付しなければならない。

3 令第19条第2項第3号に掲げる書類のうち、法第53条第2項の規定による個人情報保護指針の変更の届出は、委員会規則第24条で定める様式によりしなければならない。

(廃止の届出)

第9条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 苦情の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日
- 四 認定業務を廃止する理由

(アカウントビリティ・エージェントに係る業務の認定の申請)

第10条 第3条の申請をする者が、アジア太平洋経済協力(以下「APEC」という。)の越境プライバシールールに基づく、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウントビリティ・エージェントに係る業務(以下「アカウントビリティ・エージェントに係る業務」という。)を併せて行おうとする場合には、第4条第4項第3号に係る書類として、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 公正性に関する次に掲げる事項
 - イ 利益相反に対応するための方針、体制及び手続
 - ロ 利益相反に対応するための内部組織上及び手続上の予防措置
 - ハ 利益相反が顕在化した際の開示並びに業務の廃止に係る体制及び手続
- 二 アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の運用に関する次に掲げる事項
 - イ A P E Cの示すプライバシーフレームワークを満たす認証枠組、要件及び手続に係る事項
 - ロ 適切な認証を実施するための手続に係る事項
 - ハ 対象事業者に対する継続的なモニタリング及びレビュー等のための手続に係る事項
 - ニ 再認証を行うための手続に係る事項
 - ホ 苦情の処理及び紛争の処理のための手続に係る事項
 - ヘ 認証要件を対象事業者を実施させるための権限に関する書類
 - ト 認証要件に合致しない対象事業者に対する処分のための手続に係る事項
 - チ 個人情報保護委員会との連携のための手続に係る事項
- 2 認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合には、当該認定個人情報保護団体は、前項に掲げる書類に加えて第5条及び第6条に係る書類として次に掲げる事項を記載した書類を第8条に掲げる重要事項変更届出書に添付して、個人情報保護委員会に提出しなければならない。
 - 一 アカウンタビリティ・エージェントに係る業務を行う組織に関する次に掲げる事項
 - イ アカウンタビリティ・エージェントに係る業務を行う組織の概要
 - ロ アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の責任者の氏名及び役職並びに職務経歴等に関する事項
 - 二 アカウンタビリティ・エージェントに係る業務を適正かつ確実にを行うに足る実施体制を示す次に掲げる事項
 - イ アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の実施に係る人員に関すること
 - ロ 認定個人情報保護団体の財務状況等に関すること

附 則

この指針は、平成29年5月30日から施行する。

(別記様式第1号)

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体名称

代表者名

印

認定個人情報保護団体認定申請書

個人情報の保護に関する法律第47条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 団体の名称

2. 法人番号（13桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 団体の住所

4. 団体の代表者又は管理人の氏名（注1）

5. 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地（注1）

6. 認定の申請に係る業務の概要（注2）

(1) 対象事業者が取り扱う情報 （ 個人情報 匿名加工情報 ）

(2) 概要

7. 添付書類

- (1) 定款、寄付行為その他の基本約款
- (2) 認定を受けようとする者が法第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面（別紙1）
- (3) 認定の申請に係る業務の実施方法を記載した書類
- (4) 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- (5) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録書その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (6) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (7) 対象事業者の名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることに同意した者であることを証する書類
- (8) 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合の、その業務の種類及び概要を記載した書類
- (9) その他参考となる事項を記載した書類

(注1) 登記されている場合は、登記上の記載と一致すること。

(注2) 法第47条第1項各号の業務を記載すること。

(別紙1)

認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

団体名称

代表者名

印

当団体は、個人情報の保護に関する法律第48条各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

(別記様式第2号)

年度 苦情処理に関する実績報告

報告年月日 _____

名称 _____

代表者名 _____

1. 年度苦情処理実績

(1) 苦情処理件数

本年度受付件数	件
解決件数 (うち団体自身の調査のみで解決)	件 (件)
未済件数(a)	件
解決不能件数	件

前年度未済件数…① (うち今年度末未解決分(b))	件 (件)
------------------------------	-----------

今年度末未済件数(a+b)	件
---------------	---

(2) 受付ツール別件数

電話	件
来訪	件
郵便等	件
F A X	件
Eメール等	件
合計	件

(3) 苦情内容内訳

利用目的の特定(法第15条)関係	件
利用目的による制限(法第16条)関係	件
適正な取得(法第17条)関係	件
取得に際しての利用目的の通知等(法第18条)関係	件

データ内容の正確性の確保(法第19条)関係	件
安全管理措置(法第20条～第22条)関係	件
第三者提供の制限(法第23条)関係	件
外国への第三者提供の制限(法第24条)関係	件
保有個人データに関する事項の公表、開示等(法第27条～第30条)	件
匿名加工情報の取扱い(法第36条～第39条)	件
その他	件
合計	件

2. 上記以外(相談・問合せ等)件数

件

(別記様式第3号)

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体名称

代表者名

印

重要事項変更届出書

個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき申請した事項のうち、重要な事項について変更したので、個人情報の保護に関する法律施行令第19条第3項に基づき、提出致します。

1. 変更に係る事項

	変更前	変更後
法人の名称		
法人の住所		
代表者又は管理人の氏名		
認定の申請に係る業務を行おうとする事業所の所在地		

(注) 変更のない項目については、斜線を引く。

2. 添付書類

(記載事項に変更のあった令第19条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号の書類名を記載する。)